

北魏高祖の漢化政策の理解について

川本, 芳昭

<https://doi.org/10.15017/24537>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 9, pp.55-78, 1981-03-10. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

北魏高祖の漢化政策の理解について

川 本 芳 昭

は し が き

本稿は北魏高祖による史乗有名な漢化政策の理解に関連する以下の三点について考察しようとするものである。

(一)高祖の改革は北魏の政治的支配者層としての鮮卑を中心とした北族集団の徹底した分断を企図したものであったといえるが(それは遷洛に伴う北族の南北への分裂や北族の姓族分定等の形であらわれる)、その際北族たる彼が何故のちの遼金元清のような征服王朝が数々の施策を通じて自民族の結束強化に努めたのと異なり、異民族支配の基盤を掘り崩し、結果的に自らの王朝の滅亡を早めたとされる施策をとったのか、という疑問が生じる。こうした疑問に対する解答として、そうした改革を必要とした当時の北魏がおかれていた王朝全般の漢化という政治的社会的状況の存在が指摘できる。その点については筆者も別稿で論じたことがあるが、こうした解答はいわば巨視な立場からなされた改革の必要条件とでもいべきものである。さらに進んで、例えば高祖は文明太后

馮氏の死後になってはじめて多くの漢化をめざした改革に矢継ぎ早に着手しているが、それは何故か。高祖はその漢文化に対する尊崇の念を自らが北族であるということと具体的にどのように調和させていたのか。高祖は漢化政策を断行しながら禁兵の大部分を北族兵のままにしているが、それは何故か等の衝動がどこから生じてきているのか、そしてそれがどのような形で改革と連関しているのか、といったことを問題とするとき、右はいまだ十全な解答であるとは言い難い面をもっていると考えよう。本稿の第一節はこうした問題意識に立って、高祖という人物の内的世界と改革とがどのような形で結びついていたのかを明らかにする基礎的作業として、高祖の生い立ちに纏わる問題やその政治的立場の解明を行おうとするものである。

(二)私見では北魏国初から存在していた北族集団は、高祖の改革直前には全面的に崩壊し始めていたといえる(北族が集団として結合していたこと、及びその集団の崩壊状況につい

北魏高祖の漢化政策の理解について

北魏高祖の漢化政策の理解について

ては別稿参照⁽²⁾。高祖の改革はこの当時の北族集団がおかれていた崩壊状況をふまえて断行されたと考えられるが、こうした考えが正しければ当時の北族は高祖の漢化政策に反対することをめざして結集する力を相当減じていたはずである。ところが従来より高祖在位中の太和二十年に起った謀反と、高祖没後の肅宗の末年に勃発した北鎮の乱という二つの反乱を、高祖の改革時以降における北魏中央朝の漢化路線に対する北族の強い反発の存在を示すものとする見解が一般に見受けられる⁽³⁾。この見解は筆者の先の見解と齟齬する面があるとされよう。何故ならこの二つの反乱を右述のような性格の反乱とした場合、それはそのまま高祖の改革時以降も北族が漢化を目的として結集する力をもっていたのを示すことになり(北鎮の乱は北魏を滅亡の寸前まで追い込む程の結集力をもった大反乱であった)、先の高祖の改革直前の北族は反漢化を目的として結集する力を相当減じていたとする私見との間にズレを生じるからである。本稿の第二節ではこの問題を取り扱う。

(二)高祖の漢化政策の理解と密接に関連する北鎮の乱の理解をめぐって、従来大まかにいってそれを高祖の改革以後、それより前の状態に比して社会的政治的地位が下落した北族鎮民の洛陽貴族に対する不満、反抗によって生じたものとして、北族鎮民のこの反乱に果たした役割を極めて重視する見解⁽⁴⁾、北族鎮民のこの反乱に果たした役割を重視しながらも北魏支配

下の北鎮にあって抑圧された境遇におかれていた被征服民族、とりわけ勅勒等の少数民族鎮民のこの反乱に果たした役割を北族鎮民の場合と同程度に重視して行こうとする見解⁽⁵⁾とがある。こうした両見解の存在は前者が北鎮の乱を北族不満分子のいわば失地回復をめざした反乱であったとする理解に傾く動きがあるのに対し、後者が北鎮の乱を被征服民族の側からする一種の民族闘争としての性格をもつものとしても理解させるという点で微妙な相違を生んでいる。この際おのずと両見解のズレを整合的に、或は一方をより重視する結果をもって理解するにはどうすればよいのか、という問題が生じる。この問題は問題(一)と関連するので問題(一)と合わせて第二節において取り扱う。

(一) 高祖の内的世界と改革

本節でははしがきの(一)で述べた、高祖の内的世界と改革とがどのような形で結びついていたのか、という点について考察する。

(イ) 文明太后・高祖母子説について

近年呂思勉⁽⁶⁾、大沢陽典⁽⁷⁾、鄭欽仁氏らによって、高祖と彼の祖父・高宗の皇后であるが、彼とは血のつながりのない文明太后馮氏(以下太后という)とを実は実の子と母の間柄ではないか、とする説が唱えられている。いままず高祖の内面の

世界を知るためにこの問題について考察してみるが、高祖の母が誰であるかという一見それ程重要でないかにも見える問題をここで取り上げる理由は以下のようである。理由の一は、幼少から成人に達するまでの高祖の教育に太后はかなり大きな役割を演じているが、その彼女が実は高祖の生母であったとすると、そのことは高祖のパーソナリティに大きな影響を与えたと考えられるからである。理由の二は、太后・高祖母子説を唱える呂氏が、

高祖之教育、蓋全受諸文明后（||太后）。與佛狸（||北魏世祖）母雖漢人、教育則全受諸鮮卑者大異。此其所以能去腥羶之鄉、踐禮教之域、毅然獨斷、大革胡俗歟？

と述べておられるように、高祖の漢化政策が漢人である太后の影響を受けて出現したとすれば、太后・高祖母子説の当否は本節で説明せんとするはしがきの（一）で述べた問題と大きく関連すると考えられるからである。理由の三は、太后・高祖母子説が正しいとすれば高祖の父は大沢氏が説かれるように太后が寵愛した漢人名族、趙郡李氏出身の李突である可能性が生まれ、果して李突が高祖の父であるのなら高祖の漢化政策採用のわけを理解することがかなり容易となるからである。何故なら李突が高祖の父であるとすれば太后は漢人であるから、高祖は北族ではなく漢人ということになり、そこからは漢化政策が生まれる蓋然性が極めて高くなるからである。

さて、呂氏がある太后・高祖母子説の根拠は④（一）高祖が

北魏高祖の漢化政策の理解について

生まれたとき父頤祖が僅かに十三才であったこと（満年令）、
①（||太后の死後高祖が義理の祖母にすぎない彼女のため三年の喪に服さんとして）いること、②（||魏書卷十三の太后の伝に、迄后（||太后）之崩、高祖不知所生。

という不可解な記載がみえること（以下特に断らない限り出典はすべて魏書である）、③（||四高祖が太后の一族（馮氏）を優遇し、魏書・北史の本紀や皇后伝、外戚伝等が高祖の生母であると述べている思皇后李氏（以下思皇后という）の一族に極めて冷淡であったこと、④（||太后は彼女の列伝等によれば極めて権勢欲の強い人物であったと考えられるが、その彼女が同伝（卷十三）に、

（太后）遂臨朝聽政。及高祖生、太后躬親撫養。是後罷令（稱制としての令）、不聽政事。

とあるように、高祖の誕生と同時に政務を離れているのは不可解であること、等にある。呂氏は結論として、

豈高祖實后私生之子、后因免乳、乃不得不罷朝歟？此事固無證據可舉、然以事理推之、實不得不作如是想。此等事固永無證據可得也。

と述べ、合理的に考える限り高祖は太后の子であるが、それを確定する証拠は今後も現われないうとされている。大沢氏はこの呂氏の説に賛同しながら、さらにその根拠として⑤（||天象志（卷一〇五の三）の記事によって、高祖は太后から馮氏一門に将来仇なす可能性があるととして屢々殺害されそ

北魏高祖の漢化政策の理解について

うになるが、父たる頭祖がそれを何ら咎めることなくみすごしていることの不可解さをあげておられる。鄭氏も呂氏や大沢氏の説に賛同しながら、さらにその根拠として◎(一)楊椿伝(巻五八)にみえる高祖や楊椿の言葉の中に太后と高祖の關係を「母子」の語をもって表現しているのがみえることを加えておられる。

しかし、具体的論証は後掲の補注に譲るが、右にあげた諸根拠のうち㊸(一)を除けば、残りはすべて太后と高祖とが母子でないことを前提としても合理的に理解されるものばかりである。(因に㊸(一)には史料の読み違いがあると思われる。)つまり現在の所太后・高祖母子説は、この説をはじめて提唱された呂氏がいみじくも述べられているように仮説の域を出ていないといえるのである。ところがここに高祖が思皇后の子ではないことを明示する、そしてさらに太后と高祖とが実の母と子であることをほぼ確定せしめる、先学が指摘されていない史料がある。李鳳伝(巻八三上)に、太后によって孿殺された思皇后の一門(李氏)の生存者に高祖が爵位を与えんとしたことを記し、

太和十二年(四八八)高祖將爵舅氏、詔訪存者。而惠(李惠・思皇后之父)諸從以再懼孿戮、難於應命。唯道念(李道念は李鳳の弟、李鳳は李惠の從弟で誅殺されている)敢先詣闕、乃申后(李思皇后)妹及鳳兄弟子女之存者。……十五年……

とある。太后は太和十四年の九月癸丑に崩御している(高祖紀参照)。それだけに右は高祖が太后が崩御する二年前の太和十二年の時点で思皇后を実の母と思っていたのを示しているとされよう。ところが先述したように太后伝(巻十三)には「迄后(李太后)之崩、高祖不知所生」とある。現存する魏書、北史の各種版本は皆右の舅氏授爵の記事を太和十二年にかけ、また太后伝の記事にも版本間の異同はない。舅氏授爵における年次の記載にも注⑩にその理由を記す如く、史書の原本自体、或は筆写過程における誤りがある可能性はまずない。これらのことは現存の史料に拠る限り高祖の母が思皇后でないこと、また、先の㊸(二)、㊸(四)、◎(一)等をも勘案するとそれが太后であることをほぼ間違いないと示しているとされよう。

それでは高祖の父は誰であろうか。次にこの点について考えてみよう。太后伝(巻十三)に、頭祖初めのこととして、(太后)遂臨朝聽政。及高祖生、太后躬親撫養。是後罷令、不聽政事。太后行不正、内寵李奕。顯祖因事誅之、太后不得意。顯祖暴崩、時言太后爲之也。

とある。この李奕は趙郡の李氏、李順の子であるが、大沢氏はこの李奕こそが高祖の父であろうと推定されている。しかしこうした理解には筆者は賛同し難い。その理由の一つは、右の記事から窺えることであるが太后の李奕内寵は高祖の誕生後のことのように思われるからである。理由の二は、以下のようにである。李惠伝(巻八三上)に、

高祖奉馮氏過厚、於李氏過薄。舅家了無絀用。朝野人士所以竊議、太常高閭顯言于禁中。及世宗寵隆外家、並居顯位、乃惟高祖舅氏存已不霑恩沢。

とあること、或は再三引用するように太后伝に「迄后之崩、高祖不知所生」とあること等から窺えるように、高祖が太后の子であること、もしくは思皇后が実母でないことはすでに高祖の時代においてもかなり公然と噂されていたと考えられる。一方、顯祖は僅か十八才で太后に迫られ高祖に讓位するが（天象志三、顯祖皇興四年十月条参照）、顯祖紀（卷六）皇興五年（四七一）八月の条に、

帝（||顯祖）雅薄時務、常有遺世之心、欲禪位於叔父京兆王子推。語在任城王雲傳。羣臣固請。帝乃止。

とあり、任城王雲伝（卷十九中）に、

延興中、顯祖集羣僚、欲禪位於京兆王子推。王公卿士、莫敢先言。雲進曰。陛下方隆太平、臨覆四海。豈得上違宗廟、下棄兆民。父子相傳、其來久矣。皇魏之興、未之有革。皇儲正統、聖德夙章。……太尉源賀又進曰。陛下今欲外選諸王、而禪位於皇叔者。臣恐春秋蒸嘗、昭穆有亂。脱萬世之後、必有逆饗之譏。深願思任城之言。東陽公元丕等進曰。皇太子雖聖德夙彰、然實冲幼。陛下富於春秋、始覽機政。普天景仰、率土僭心。欲隆獨善、不以萬物爲意。其若宗廟何、其若億兆何。顯祖曰。儲宮正統、受終文祖。羣公相之。有何不可。於是傳位於高祖。

北魏高祖の漢化政策の理解について

とある。右の二記事は顯祖が一旦は叔父子推に讓位せんとしたが、任城王雲、源賀、元丕といった北族重臣の反対にあって結局高祖に伝位したことを伝えているが、いまかりに李突が高祖の父であるとした場合、群臣はかような反対意見を述べるであろうか。たとえ太后の勢力が伸張し、その圧力があつたとしても源賀等の北族出身であり、かつ北魏の柱石でもある人々が、そのことをもって皇位継承の正統性がない、或は疑わしい太子への讓位を認めるとは考え難い。まして当時の北魏の北族中心主義的政治状況を考えると、漢人を父とした、或はその疑いのある人物を天子とすることなど全く考えられない。百歩退いてそうした反対をも振り伏せる程太后の勢力が強大であつたと仮定しても李突を父とする説は成り立たないと思われる。何故なら第二節で述べるように、遷洛後、高祖の漢化政策に不満をもつ北族上層の人々による謀反事件が起るが（これは太后崩御後六年にして起る）、その際この反乱に加担した人々は元丕伝（卷十四）に、

丕（||元丕）父子大意不樂遷洛。高祖之發平城、太子恂留於舊京。及將還洛、隆興超（隆、超は元丕の子）等密謀留恂、因舉兵斷關、規據陜北。

とあることなどから窺えるように高祖の長子たる太子恂を盟主に立てんとした形跡があるからである。高祖の漢化路線に反対するという性格をもつ謀反（その具体的内容については第二節で述べる）を企てるのに「漢人天子」たる高祖の長子

北魏高祖の漢化政策の理解について

恠を盟主とするというのでは謀反の性格が不可解なものになつてしまふ。つまり李突が高祖の父である可能性はまずない。高祖の父はやはり拓跋北魏のリーダーとしての正統性をもつ人物でなければならぬであらう。とすればそれは誰か。太后の夫たる高宗であらうか。しかし高宗が高祖の父である可能性は全くない。何故なら高宗は和平六年（四六五）五月癸卯に崩御し（巻五高宗紀）、高祖はその二年後の皇興元年（四六七）八月戊申（巻七上高祖紀）に誕生しているからである。このようにみてくればそのような人物は最早顕祖しかないことになる。ではこうしたことは果して可能であらうか。高祖が生まれた皇興元年八月戊申に顕祖は満十三才（数えて十四才）であつた。太后はそのとき数えて二十六才、或は二十九才であつたと考えられる。（前者は太后の伝に、太后について、「（太和）十四年（四九〇）崩於太和殿。時年四十九」とある記事から逆算したもの。後者は同伝に、太后について、「年十四、高宗踐極」とあること、高宗の踐極が正平二年（四五二）であること等から割り出したもの。こうした違いが生じた原因はわからない。なお、後掲の補注で述べる如く、北魏の諸帝は多く若年で子をなしている）。つまり高祖が顕祖と太后との間の子である可能性は十分ある（因に高宗と太后との間に子は生まれなかつた）。筆者はこれこそが高祖出生の真相であらうと思う。李突をでなく顕祖を父と考えることによつて、はじめて高祖を群臣が、最後には顕祖自身が、当時

あつても太后の子であることがかなり確実視されていたと考えられる高祖を顕祖後の天子として認めたのは何故か、高宗末から顕祖時代にかけての乙渾事件に代表されるような北魏史の不透明部分が生じたのは何故か、顕祖が父であることを記しながら（当時の史書中に顕祖が高祖の父であることを否定するような史料は管見の及ぶ限り見当らない）、その母のことを記した史書中の記事に微言が極めて多いのは何故か、等々の疑問が氷解し、当時の北魏中央の内幕に関し従来の見解よりもより具体的イメージを与え得ると考えるからである。以上述べてきた高祖の出生に纏わる事柄の全体像を高祖が知つたのは、太后伝の「迄后之崩、高祖不知所生」とある記事から窺われるように太后崩御の際、或はその直後のことであつたと思われるが、これは孝養の念厚い高祖にとつて非常な驚きだつたであらう。この際天象志（巻一〇五の三）の次の記事は当時の彼の心情を知る上で極めて示唆に富んだものである。すなわち、

至承明元年（四七六）四月、月食尾。五月己亥、金火皆入軒轅。庚子、相逼同光。皆后妃之謫也。天若言曰。母后之讐幾貫盈矣。人君忘祖考之業、慕匹夫之孝、其如宗祀何。是時獻文（|| 顯祖）不悟。至六月暴崩。實有酖毒之禍焉。由是言之、皇天有以覩履霜之萌、而爲之成象久矣。其後、文明太后（|| 太后）崩、孝文皇帝方修諒陰之儀、篤孺子之慕。竟未能述宣春秋之義、而懲供人之黨。

是以胡氏（高祖の孫・肅宗の生母靈太后胡氏のこと）循之、卒傾魏室。豈不哀哉。

とある。ここにみえる「述宣春秋之義」とは大義名分を明らかにすること、すなわち太后がなき父たる顯祖を殺害したことを公表し処断すること、「懲供人之黨」とは太后に加担した人々を処罪すること、を意味していると考えられる。つまり右の記事は高祖が太后の死後太后のため喪に服し「孺子（おさなご）」の追慕の情を示すが、これは祖考の業を忘れ、匹夫の孝をなしたものであり、顯祖を殺害した太后の一派（太后を含む）を処罪しなかったため、のち太后と同様世継ぎを生みながら死を賜わることなく（北魏では儲嗣を生んだ母は死を賜わられるよう定められていた。補注参照）、北魏末の政局を混乱に陥れ北魏を滅亡に導く一原因をつくった靈太后胡氏に先蹤を開くものであったと述べ（靈太后は実子肅宗を毒殺する）、高祖の政治の批判をしていると考えられる。

この天象志にみえる太后による顯祖毒殺はまず間違いなく事実を伝えていると考えられる。では高祖は太后が称制として国政の実権を掌握していたときならいざ知らず（後掲の補注に掲げた㊸(一)の史料から窺える如く彼自身さえ太后からなきものにされかかったことが何度もある）、なぜその没後にあっても彼女を処罰しようとしなかったのであろうか。恐らくそれは人一倍孝養の念厚く、漢学に精通した高祖にとって太后の死によつてはじめて知り得た、それだけに堪え難い程

北魏高祖の漢化政策の理解について

慕わしい母（太后）を父殺しの大罪人として処断することなど思いもよらないことであつたからであらう。（高祖の太后に対する思慕の情の異常ともいふべき強烈さについては礼志三（巻一〇八の三）参照）。

以上述べたような推論に誤りがなければ、こうした事柄が高祖の漢化政策採用に大きな影響を与えたことは容易に察せられるであらう。義理の間柄とはいへ高祖の皇后である太后は高祖の祖母である（顯祖にとっては母である）。そしてその太后が実は彼の母であり、その上その太后が彼の父顯祖を殺害したなどということは北族中第一の文化人ともいふべき彼にとつて野蠻で近親相姦を想わせるおぞましい悪夢であり、そうした暗黒と彼は血の絆で結びつけられているのである。彼の改革が太后の死後、それまで彼が生活してきた世界を根本から変革する、朔風吹き荒ぶ用武の地・平城から田土や水量に恵まれた中原・洛陽への遷都に代表されるような、所謂漢化政策という形をとつた背景には恐らく如上のような過去の柵から自らを解放たんとする彼の意志がその精神の深奥で働いていたであらう。

因に、高祖は例えば元羽伝（巻二一上）に、遷洛直後の高祖の言葉を伝えて、

朕自行禮九年、置官三載。正欲開導兆人、致之禮教。朕爲天子、何假中原。

とある記事から窺えるように、太后の死後はじめて獲得した

北魏高祖の漢化政策の理解について

名実を具えた北魏皇帝としての地位よりも、それを超越した中華全体の天子としての地位を獲得しようとする指向していると考えられるが、こうしたことに對しても先述の事柄がかなりの影響を与えていたであらう。

(口) 高祖の北族意識と階層意識

さて、高祖の改革はよく言われる如く、北族としての誇りを擲ち、中国社会への全面的同化をめざしたものであったといえる。一方、前款で述べたように高祖は非漢民族国家北魏の正統たる拓跋王家直系の血をひく皇帝である。その彼がこのような漢化政策を断行したとすれば、彼の内面では何らかの葛藤が生じたはずである。ところがそうした形跡は見当らない。とすればそこにはそれなりの理由があるはずである。前款でみたこともそうした理由の一つといえる。しかし、こうした表現はあまり適切ではないかもしれないが、いわばそれは彼の感情的側面である。本款ではそうした理由を彼の政治的立場の側面、より具体的に言えば彼の政治的立場をその北族としての意識（以下北族意識という）、或は階層意識（社会的に上位に属する階層を重視する意識）との関連において追求することとする。

まず、高祖に北族意識がほとんどなかった、或はあったとしても極めて稀薄であったと考えられる点についてみてみる。隋書卷三三経籍志一に、孝経関係の書目を記した個所に國語孝経なる書名が見えるが、その後段に、

魏氏遷洛、未達華語。孝文帝命侯伏侯可悉陵、以夷言譯孝経之旨、教于國人、謂之國語孝経。

とある。右は後の征服王朝において「夷言」が国威発揚のために用いられたのと反對に、漢文化の真髓たる孝道を北族に理解させるために用いられていること、そしてそれを高祖が命じていることを伝えている（この「理解」は北族が漢人を支配する上で漢人の思想を理解しておくことが必要であるからという立場でなされるものではない）。このことは高祖に北族意識が稀薄であったことを示している一例証とされよう。また、高祖紀（卷七下）に、高祖について

雅好讀書、手不釋卷。五經之義、覽之便講。学不師受、探其精奥。史傳百家、無不該涉。善談莊老、尤精釋義。才藻富贍、好爲文章。詩賦銘頌、任興而作。有大文筆、馬上口授。及其成也、不改一字。自太和十年已後詔冊、皆帝之文也。

とある。この記事は、高祖に漢文化に對する深い理解のあったことを伝えているが、その際は彼の内面で「中国」と自己とを断絶したのではなく連続するものとして意識する所まで深まっていたと考えられる。それは例えば礼志（一〇八の三）に、高祖が太后のために三年の喪に服さんとしたときの、三年服喪に反對する胡漢の重臣たちとの間で行われた、結局は高祖が並み居る重臣のすべての説をその中国古典に對する該博な知識を駆使し論破する所となった問答の詳

細な記録があるが、その一節に、

高閻（漢人官僚）對曰。「……杜預晉之碩学、論自古天子無有行三年之喪者。以爲漢文之制、闔與古合。……」

高祖曰。「漢魏之事、與今不同、備如向說、……至如杜預之論、雖暫適時事、於孺慕之君諒闔之主、蓋亦誣矣。孔聖稱、喪與其易也寧戚。而預於孝道簡略、朕無取焉。」

とあり、杜預の説をも反駁し、孔子にまで溯って「孝」を實踐しようとしている所に示されている。このことは逆からみれば彼に北族としての意識が稀薄であったことを示しているとされよう。

また、北史卷三六薛聰伝に、高祖のときのこととして、

帝（高祖）曾與朝臣論海内姓地人物、戲謂聰曰。世人謂卿諸薛是蜀人。定是蜀人、不。聰對曰。臣遠祖廣德、世仕漢朝、時人呼爲漢。臣九世祖永、隨劉備入蜀、時人呼爲蜀。臣今事陛下、是虜非蜀也。帝撫掌笑曰。卿幸可自明非蜀、何乃遂復苦朕。聰因投戟而出。帝曰、薛監（薛聰は羽林監）醉耳。其見知如此。

とある（ここにみえる「蜀」とは非漢民族の一名称である）。

この記事は高祖が胡漢の差をそれほど意識せず、漢人の立場に立って蜀たる薛聰を揶揄していること、そしてその薛聰からもともとは高祖も虜すなわち索虜（鮮卑）ではないかと指摘されても激怒しなかったことを伝えている。一方、華北第

北魏高祖の漢化政策の理解について

一の名族清河の崔氏出身の崔逞の伝（卷三二）に、北魏の建国者太祖が後燕を攻略したときのことを伝えて、

太祖攻中山（後燕の都）未克。六軍乏糧、民多匿穀。問羣臣以取粟方略。逞（崔逞）曰。取榷可以助糧。故飛鵠食榷而改音。詩稱其事。太祖雖銜其侮慢、然兵既須食。

乃聽以榷當租。逞又曰。可使軍人及時自取。過時則落盡。太祖怒曰。内賊未平。兵人安可解甲仗、入林野而收榷乎。是言欺。以中山未拔、故不加罪。……（後）遂賜死。とある。右にみえる崔逞の言葉は、詩経魯頌の泮水に、

翩彼飛鵠、集于泮林。食我桑黷、懷我好音。憬彼淮夷、來獻其琛。元龜象齒、大賂南金。

とあるのを踏まえたもので、明らかに北族と淮夷・飛鵠とを対比した侮蔑の言である。であればこそ太祖は怒を発したわけであるが、このことを先にみた高祖の場合と比較するとき、太祖の北族意識と高祖のそれとの間に格段の差があることが窺えよう。つまり薛聰伝の記事も高祖に北族意識が極めて稀薄であったことを示しているとされよう。

ではこうした高祖の北族意識の稀薄さは何によって生じたのであろうか。彼が成長した時期は北魏国初からはじまった漢文化との接触に伴い北族社会の諸制全般が徐々に漢化していった結果、北族が北族としての主体性を失いつつあった時期にあつた（この点については先に発表された別稿参照）⁽¹⁾ そうした北族社会変容の影響は彼の幼児期から青年期にかけ

北魏高祖の漢化政策の理解について

て受けた教育や様々な出来事を通じて、その内面にまで及んだであろう。先にみた彼の中国古典への理解の広さ、深さはこうした影響の一つの表われであろうが、この際注意しておくべきことは高祖がこのような社会変動の一つのあらわれである北族社会内部での階層分化に敏感に反応し、強い階層意識を抱くようになっていたと考えられる点である。そしてこの彼の階層意識の存在はその北族意識の稀薄さと連関する関係にあった。よっていまこの彼の階層意識と北族意識との関連についてみてみることにする。

官氏志（卷一一三）に、高祖の改革時までに北族社会の階層分化が漢人社会のそれとほぼ同程度まで進行していたことを窺わせる太和十九年（四九五）における有名な北族の姓族分定を告げた詔が載せられているが、その一節に、

原出朔土、舊爲部落大人、而自皇始已來、有三世官在給事已上、及州刺史鎮大將、及品登王公者爲姓。若本非大人、而皇始已來、職官三世尚書已上、及品登王公而中間不降官緒、亦爲姓。諸部落大人之後、而皇始已來官不及前列、而有三世爲中散監已上、外爲太守子都、品登子男者爲族。若本非大人、而皇始已來、三世有令已上、外爲副將子都太守、品登侯已上者、亦爲族。凡此姓族之支親、

與其身有總麻服已内、微有一二世官者、雖不全充美例、亦入姓族。五世已外、則各自計之、不蒙宗人之蔭也。雖總麻而三世官不至姓班、有族官則入族官、無族官則不入

姓族之例也。

とある。右によれば部落大人（部落の首長）の子孫で皇始（北魏建国者太祖の年号）以来、三世に互って中散、監に相等する以上の官職に就くことなく無爵のもの、或は部落大人の子孫でないもので、三世に互って令に相等する以上の官職に就くことなく、爵位が侯爵より下のものの大部分は姓族となれなかったのがわかる。中散は官氏志に太和中制定とあり、国初から高祖の改革より前までの官品を相当忠実に伝えていると考えられる官品表によると五品中である。監も五品官である。令は四品中である。侯爵より下の爵位である子爵は當時四品官に、男爵は五品官に相等する爵位であった（伯爵は置かれていなかった）。また、右の史料にみえる給事は従三品上、尚書は二品中である。王爵は一品官に、公爵は二品官に、侯爵は三品官に各々相当する爵位であった。州刺史、鎮（都）大將は一品乃至二品、太守、子都（將）は三品乃至四品に相当したと推測される。つまり「姓」とは部落大人の子孫の場合、大凡皇始以来三世に互って三品以上の官爵を有するもの、「族」とは五品以上の官爵を有するものを意味していたと考えられる（部落大人の子孫でない場合は姓族の下限が大凡一品あがる）。

以上のことから三世に互って大凡五品以上の官爵を有することの出来なかつた北族の大部分は姓族となれなかつたことがわかる（部落大人の子孫でない場合は四品以上）。ところ

で宮崎市定氏によると、高祖の官制改革によって概ね従前の一品から九品までの官のうち七品以下が流外とされ、残りの一品から六品までが新たに九等に割り振られたという⁽¹⁾。このことをいま述べたことと考え合わすと高祖の氏族分定によって北族のかんりの部分が以後制度的に庶の身分として固定化されたのがわかるが、これは高祖によって北族が支配・被支配の關係に完全に二分されたことを示す。元深伝（卷十八）に、北鎮の乱が勃発する直前における北鎮の情勢を描写した有名な元淵の上奏が載せられているが、その一節に、

昔皇始以移防爲重、盛簡親賢、擁麾作鎮。配以高門子弟以死防遏。不但不廢仕宦、至乃偏得復除。當時人物、忻慕爲之。……征鎮驅使、但爲眞候白直。一生推遷、不過軍主。然其往世房分留居京者、得上品通官。在鎮者便爲清途所隔。

とあるような狀況が北魏末に現出する原因を探るとき、その制度上の淵源はこの高祖による氏族分定にあるといえよう。ところで、別稿で述べたように、高祖の改革時まで北族は、國家の組織自体が小規模で単純な、それだけに人間關係も支配・被支配の關係が後世に比してまだ明確に区分されていない、かなりフラットな状態にあった漠北遊牧時代の制度や風俗に淵源する数多くのシンボル（祭天儀礼、言語等）を通して結合し、互いに連帶感をもって存在していた。このことを念頭におくとき、高祖の氏族分定は高祖がこうした連帶感に

基づく社会よりも身分制原理に基づく階層社会を選択したのを示しているとされよう。つまり本款で問題としてきた高祖における北族意識の稀薄さの背景には北族社会変容の影響を受けて生じたと考えられる彼の階層意識の存在があったと推定されるのである。

因に、高祖紀（卷七下）太和十九年（四九五）八月乙巳の条に、

詔、選天下武勇之士十五萬人、爲羽林虎賁、以充宿衛。とあり、同紀太和二十年十月戊戌の条に、

以代遷之士、皆爲羽林虎賁。

とある。浜口重国氏によると、これら羽林虎賁の大部分は北族兵であったという⁽²⁾。このことは高祖が北族の風俗を擲ち、國家の諸制全般を漢化させ、漢人を大量に登用していったにも拘らず、やはりその内面では強い北族意識を堅持し、漢人を警戒していたのを示すとも考えられる。しかしこの北族兵の禁軍への編入は騎馬に巧みな北族兵の方が漢兵よりも軍事的に強力であるという当時における社会的現実の存在と、遷都によって洛陽に移ったばかりの北族の生業確保が必要とされていた狀況とを踏まえて採用された施策に過ぎないと推定され、そこに征服王朝的発想はなかったと思われる。かりにそうしたことがあったとしてもそれは極めて微弱なものであったであろう。何故なら高祖には本款で述べた如く北族意識が極めて稀薄だったからである。

また、同じく浜口氏によれば遷洛以後の禁軍將官（領軍、左衛、右衛、武衛等の將軍）就官者は若干の例外を除けば大部分北族であったともいう（但し、この北族はすべて北族上層である）。こうしたことが生じた原因としては先述した当時の禁軍の大部分が北族であったという現実の存在と（この点は浜口氏も指摘しておられる）、高祖の階層意識から生じた北族全体からみれば、その一部にすぎない北族上層の重視とがあげられる。このうちの後者（北族上層重視）のなかに階級意識によって歪められた彼の北族意識の存在が窺われるが、彼自身がその北族上層と、北魏國家の封建化に伴ってその政治的經濟的利害が一致するようになった漢人貴族との間の婚姻を盛んに奨励し、現にそうした婚姻が盛んに行われていることを念頭におくとき、この禁軍將官就官者の大部分が北族上層によって占められているとしても、それをもって彼の北族意識の存在を過大に評価することは出来ないであろう。

(二) 太和二十年の謀反と北鎮の乱

本節では太和二十年の謀反と北鎮の乱についてはしがぎの(一)との関連で考察する。(北鎮の乱については、はしがきの(三)で提起した問題についても考察する)。

(イ) 太和二十年の謀反の実相

まず太和二十年の謀反についてであるが、これは遷洛直後

の太和二十年十二月丙寅（八日）に皇太子元恂が廃位されたが、その二日後の戊辰（十日）に北族名族出身の陸叡、穆泰等を主謀者として引き起された事件である。陸叡伝（巻四〇）に、この反乱鎮定後における高祖の詔を伝えて、

詔僕射李冲領軍于烈曰、陸叡元丕、早蒙寵祿、位極人臣。……乃與穆泰結禍、數圖反噬。以朕遷洛、内懷不可。擬舉諸王、議引子恂。若斯之論、前後非一。

とあり、于烈伝（巻三一）に、この事件を伝えて、是逆也、代鄉舊族、同惡者多。唯烈一宗、無所染預。

とあるが、これらの記事からこの謀反が、皇太子や北族上層の広範な人々を巻き込んだものであったのがわかる。

ではこの謀反が引き起された原因は何であろうか。それは例えば元丕伝（巻十四）に、この謀反に加担した北魏の元老元丕について

丕雅愛本風、不達新式。至於變俗遷洛、改官制服、禁絶舊言、皆所不願。……及罷降非太祖子孫及異姓王者、雖較於公爵、而利享封邑、亦不快。

とあるのを始めとして、魏書の随所に見出される同類の記事から窺われるように、高祖の改革に対する北族の不満であったということが出来る。(因に右の記載中の「改官制服」は高祖による官制改革と胡服の禁止を、「禁絶舊言」は胡語の禁止をさしている。また、元丕は爵制改革によって東陽王から公に降爵されている)。こうした記事が存在するからこそ

浜口氏が、太和二十年ごろの北魏政界の状況を、

鮮卑系臣民は急激にして大胆なる諸政策の中に己に固有な言語・服装・辮髪の廢止と洛陽遷都に対しては猛烈なる反對の意を示し、皇太子すら不平で反乱を起した程であつたと述べられ、³⁾また、唐長孺氏が、

在四九六年貴族發動了一次叛乱、参加者包括了宗室和穆陸、賀諸族、連太子恂也在内。乱事還未爆發就發覺了、太子恂給廢掉。但他們并不甘心、又曾組織反抗。平服之后、追究党羽、据说只有于家無人参加。由此可見反对漢化的貴族集团人数很多。

と述べておられるように従来この謀反は高祖の漢化政策に対する北族の強い反発を示すものとしてとらえられているのであろう。筆者はこの謀反に対する右のような理解に全面的に反対するものではないが、なお問題とすべき点が若干残されているように思われる。そのように考える理由の一は以下のである。この謀反の首謀者の一人である陸叡の伝(卷四〇)に、彼について、

沉雅好學、折節下士。年末二十、時人便以宰輔許之。娶東徐州刺史博陵崔鑿女。鑿謂所親云。平原王(叡の封爵)才度不惡、但恨其姓名殊爲重複。時高祖未改其姓。……尋以母憂解令(尚書令)。高祖將有南伐之事。以本官起之、改授征北將軍。叡固辭、請終情禮。

とあり、陸叡が好學であつたこと(彼が好學であつたことは

北魏高祖の漢化政策の理解について

元羽伝中の高祖と彼との間の会話を伝えた記事からも窺える)、漢人名族たる博陵崔鑿の女を娶り、鑿に一角の人物として遇されていること(高祖は自分の諸弟に、彼らのそれまでの正室を斥け、漢人名族の女を娶らせているが、それはこの陸叡の婚娶から十年以上後のことである・元禧伝参照)、母の憂に丁い受官を固辞し、情礼を終えんと願っていること(北魏では太和十二年になってやっと朝臣の終喪が許されている。こうした禁止がかくも長く継続した背景には北魏が非漢氏族国家であつたことが関係していると推測される)等を伝えているが、これらのことは彼が北族の中でいわば漢文化受容の尖端をいく人物であつたのを示しているとされよう。

また、陸叡をも含めこの謀反に参加した北族上層の人々は北族中下層の人々と異なり、前節でみた高祖による氏族分定によつて北魏の政治的支配者層として恒久的にその身分を保障されるようになっていくが、これは彼ら自身も切望する所であつたに相違なからう。

つまり以上のこと(謀反の首謀者陸叡が漢文化受容の尖端をいく人物であつたこと、北族上層にとつて氏族分定は利害の一致する政策であつたこと)は、高祖の所謂漢化政策が北族上層の人々によつて全面的に拒否されていたわけでないことと、部分的に賛成のものならば相当多数いたことを示していることとされよう。とすればこの太和二十年の謀反を単に漢化をめざしたものであるのみ理解するのは問題ではなからう

北魏高祖の漢化政策の理解について

か。

理由の二は以下のようである。この謀反を鎮定した元澄の伝（巻十九中）に、

恒州刺史穆泰在州謀反。……（元澄）遂倍道兼行、出其

不意。又遣治書侍御史李煥先赴。至即擒泰、民情怡然。

窮其黨與、罪人皆得。鉅鹿公陸叡安樂侯元隆等百余人、

皆獄禁。

とある。つまりこの記事はこの謀反が短期間のうちに極めてたやすく鎮定されたことを伝えている。また、魏書等の当該時代の史書に拠る限り、この謀反が以後の中央の政治路線に何らかの影響を与えた形跡は全くない。こうしたことをこの謀反が皇太子をも含む北族上層の広範な人々を巻き込んだものであったことと考え合わせると、その影響力の小ささが何とも不可解に思われる。それではこうした点は従来の見解との関連でどのように理解すべきであろうか。いまこの二点について順次考察してみる。

まず第一の問題点についてであるが、南斉書卷五七魏虜伝に、この謀反を伝えて、

僞征北將軍恒州刺史鉅鹿公伏鹿孤賀鹿渾（||陸叡）守桑

乾。宏從叔平陽王安壽（||陽平王元頤）戍懷柵（||懷朔）

在桑乾西北。渾非宏任用中國人。……

とある。この記事は陸叡が高祖の中國人（漢人）任用を嫌っていたのを伝えている。また、陸凱伝（巻四〇）には、

初高祖將議革變舊風。大臣（北族）並有難色。又每引劉芳・郭祚（いづれも漢人）等密與規諷、共論時政。而國戚（北族）謂遂疏已、快快有不平之色。乃令凱（||陸凱）私喻之曰。至尊但欲廣知前事、直當問其古式耳。終無親彼而相疏也。國戚舊人（北族）意乃稍解。

とある。この記事を先の南斉書の記事と合わせみると、改革当時北族上層に属するかなりの人々が高祖による漢人任用（これは主に内朝官への漢人任用をさす）によって、程度の差はあるが、政治的疎外感を懐くようになっていたのがわかる。

また、元暉伝（巻十五）に、

初高祖遷洛、而在位舊貴皆難於移徙。時欲和合衆情、遂許冬則居南、夏便居北。

とあり、廢太子元恂伝（巻二二）に、

（元）恂不好書学、體貌肥大。深忌河洛暑熱、意每追棄北方。

とある。この二記事は相俟って高祖の漢化政策の中核ともいふべき遷洛に反対した北族の中に、洛陽の夏の暑さにたえがたいという生理的理由をあげて反対したものが相当したこと(1)を推定させる。

また、先に発表した別稿で述べているように北族の中には高祖の官制、爵制、祭祀等の面における改革によって旧来保持していた特権を減じられたり、取り上げられたもの(2)がかなり

以上で述べたことを本款の初めの部分で取り上げた元丕伝の記事と考え合わせると、改革当時における北族上層の人々をとりまいていた不満が、漢人寵遇に伴う疎外感、旧来の慣習の改変（胡服、胡語の禁止等）に対する不適応、特権喪失の意識等といった雑多な要因によって生じた、その具体的内容と程度においてかなりのバラツキをもつものであったのがわかるのである。一方、魏書等の史書に多数収載されている高祖の改革に反対した北族の言動の中に、右述の如き個別具體的な、或は北族上層内部に局限された立場を揚棄し、より高い次元に立って、高祖の改革が国初から存続して来た北族集団（中下層北族をも含む）を完全に分裂、崩壊させるものであると認識し、その上で高祖に反対したものは見当らない。このことはこの謀反を起した人々の間に前節後款でみた高祖の場合と同様中下層北族をも含めた北族集団全体としての意識がなかったことを示唆しているとされよう。

要するに、この反乱は従来の見解の如く確かに反漢化の反乱であったといえるのではあるが、それはあくまでも、北族上層の人々がそれぞれの思惑を抱いて引き起した、それだけに北族全体を視座におさめた高い理念の下に行われたものではない、という条件を付けた上でいえることである。

こうした第一の問題点に対する理解は第二の問題点に対する解答をも与えてくれる。すなわち従来の見解が北族の強い反発を示すものであったとする謀反がいとも簡単に鎮定され、

北魏高祖の漢化政策の理解について

以後の政治に何らの影響をも与え得なかったのは、(一)反乱者側にそのバラツキのある不満、思惑を北族全体という立場から、高祖の漢化路線に代り得るビジョンにまで纏め上げる力量がなかったこと（当時の北魏が、高祖の如く漢化路線の道を選ぶにせよ、或は相当困難なことではあるが、すでにかなり漢化が進行している北族社会を北族の立場から再編強化し征服王朝への道を選ぶにせよ、何らかの抜本的改革がなされなければ国家の存立そのものが危ぶまれる状況を迎えていたことについては先に発表した別稿²¹⁾参照）、(二)その結果北族の大部分を占める中下層北族をこの謀反に巻き込むことができなかつたことに起因すると考えられるのである。

こうした点は元頤伝（卷十九上）に、元頤について、

後除朔州刺史。及恒州刺史穆泰謀反、遣使推頤爲主。頤密以状聞。泰等伏誅。帝甚嘉之。

とあり、この謀反が密告という形で予め中央に察知されていたこと、穆泰伝（卷二七）のこの謀反を伝えた記事の一節に、高祖乃遣任城王澄、率并肆兵（并州、肆州の兵）以討之。澄先遣治書侍御史李煥、單車入代、出其不意。泰等驚駭、計無所出。煥曉諭逆徒、示以禍福。於是凶黨離心、莫爲之用。

とあり、大部分の反徒が武力によらず説得という形によって離反していること、或は資治通鑑卷一四六、南齊明帝建武三年（四九六）の条に、この謀反の顛末を伝えた記事があるが、

北魏高祖の漢化政策の理解について

その一節に、

叡（||陸叡）以爲洛陽休明、勸泰（||穆泰）緩之。泰由是未發。

とあり、反徒側が高祖の政治が安定しているため蹶起を躊躇したと伝えていること等からも窺えよう。（右の通鑑の記事の原史料は見出し得なかつた。）

因に、元澄伝（卷十九中）に、この謀反の鎮定を命じられたときの元澄の言葉を伝えて、

泰（||穆泰）等愚惑、正戀本爲此、非有遠圖。

とあるが、この記事は元澄が右で述べたようなこの謀反のもつ限界性を見抜いていたのを窺わせる。

(口) 北鎮の乱の実相

次に北鎮の乱についてはしがきの(一)、(二)に記した問題点との関連で考察する。この反乱も太和二十年の謀反と同様従来高祖の改革時以降における中央の漢化路線に対する北族の強い反発によって引き起されたものと理解されているが、こうした理解はこの反乱が高祖の改革時以降における中央の漢化路線そのものに反対すること、すなわち反漢化を目的として行われたものと規定されてしまう蓋然性が高い。しかし、実際にはこの反乱にこうした指向性は微弱であったといえる。さらに言えばこの反乱は一種の階級闘争、或は民族闘争としての性格をもつ反北魏の反乱として規定されるべき反乱である

と考えられる。よつて以下このように筆者が考える理由を述べ、その考察過程を通じてこの反乱が右述の如き性格の反乱であったことを論証することとする。

陸子彰伝（卷四〇）に、

建義初（五二八）、余朱榮欲修舊事、庶姓封王。由是封子彰濮陽王食邑七百戸。尋而詔罷、仍復先爵（東郡公）。

とある。右の庶姓封王の「舊事」が廃されたのは、高祖紀（卷七下）太和十六年（四九二）正月乙丑の条に、

制諸遠屬太子孫及異姓爲王皆降爲公、公爲侯、侯爲伯子男仍舊、皆除將軍之號。

とある記事からわかるように太和十六年のことである。つまり陸子彰伝の記事は北鎮の乱の最盛期における北魏中央の混乱に乗じて北魏中央の実権を掌握した山西の部落酋長・余朱榮が爵制のあり方を高祖の改革時以前の状態へと、一時的にせよ戻したことを伝えている。

また、北史卷五魏本紀中興二年（五三二）の条に、高歡による北魏最後の皇帝、孝武帝の擁立を伝えて、

即位于東郭之外。用代都舊制、以黑氍蒙七人、歡居其一。帝於氍上西向拜天。訖自東陽雲龍門入。

とある。右にみえる即位礼が何年に廃されたかは確定できない。しかし、右に「用代都（||平城）舊制」とみえることから遷洛後の高祖時代である可能性が極めて高い。果してそうであるとすれば、右の記事は高歡によつて即位礼のあり方が

高祖の改革前の状態に戻されたことを示しているとされよう。

また、北史卷五魏本紀大統二年（五三六）正月辛亥の条に、
祀南郊、改以神元皇帝配。

とある。北魏では太祖の天興二年（三九九）にはじめて神元皇帝が南郊に配祭され（礼志参照）、以後約百年間それが続いていたが、高祖の太和十六年（四九二）になってそれが太祖に改められている（高祖紀参照）。つまり右の大統二年の記事は西魏になって南郊配祭の対象神が高祖の改革前の状態に戻されたことを伝えている。

また、北史卷五魏本紀大統二年十一月の条に、
追改始祖神元皇帝爲太祖、道武帝爲烈祖。

とある。道武帝の廟号は高祖の太和十五年にそれまでの烈祖から太祖に改められている（高祖紀及び礼志参照）。つまり右の記事は西魏になって道武帝の廟号が再び高祖の改革前の状態に戻されたことを伝えている。

また、北史卷五魏本紀大統十五年五月の条に、
初詔諸代人太和中改姓者、並令復舊。

とあるが、これも西魏になって代人（北族）の姓が高祖の改革前の状態に戻されたことを伝えている。

以上の如き史料の存在は北鎮の乱を契機とした魏末政局の流れの中に高祖の改革の路線を否定し、改革前の諸制度への復帰をめざした動きのあったことを示している。こうした動きは正しく「反漢化」というに値する動きである。しかし、

北魏高祖の漢化政策の理解について

こうした制度や習俗の復活と平行して、実は尙朱栄による北魏貴族の大虐殺事件である河陰の変に象徴的に示される、かつてそうしたものを支える主体であった拓跋王家やそれにつき従う北族名族の衰微、凋落や、北族傍流出身の尙朱栄、高歡、宇文泰等を指導者として北鎮の乱を終息させ、拓跋王家等の旧支配者層を押し退けて北魏そのものの篡奪をめざした、またそれだけに拓跋王家等に比して拓跋部を中心とした制度や習俗への帰属感が薄い、或は全く存在しない新興勢力の抬頭があった。それ故右でみたことから、北鎮の乱以降の北朝政局の動きの中に制度や習俗の形式面（外形のみ）で高祖の改革より前の状態への復帰をめざした動きがあったとはいえるが、実質面においてもそうであったとはとてもいえないであろう。また、右にあげた記事は高祖によって創始された諸制を廢し、その実施以前の状態に戻したことを示す、北鎮の乱開始以降における管見の及ぶ限りすべての例である。これらのことから北鎮の乱にはじまる北魏末動乱には高祖の改革時以降の漢化路線に逆行する面があったとしても、高祖の改革より前の状態に名実ともに復帰しようとする指向性は微弱であったと考えられる。つまり北鎮の乱を引き起し推し進めた力は「反漢化」とは別の所にあったと推定されるのである。さて、前節後款で引用した如く元深伝（卷十八）に、北鎮の乱が勃発する直前における北鎮の情勢を伝えて、「昔皇始以移防爲重、盛簡親賢、擁麾作鎮。配以高門子弟、以死防遏。

北魏高祖の漢化政策の理解について

不但不廢仕宦、至乃偏得復除。當時人物、忻慕爲之。……征鎮驅使、但爲虞候白直。一生推遷、不過軍主。然其往世房分留居京者、得上品通官。在鎮者便爲清途所隔。」とある。こゝに於ては、北魏末における北族鎮民の不滿の鬱積を伝えた記事は、他にもあるが（北齊書卷二三魏蘭根伝等）、これらの記事から北族鎮民が反乱した理由を彼らが洛陽中央朝の苛酷な処遇に反発し、右の記事に見えるが如き状況の打破をめざしたからという点に求めることができよう。このことは、先述した北鎮の乱以降の政局の動きに高祖の改革より前の状態への實質的な復帰をめざす指向性が微弱であったということと相俟って、この反乱が前節後款で述べた国初から徐々に進行して来た北族の階層分化（高祖はそうした社会的実情を踏まえ、それを氏族分定という形で制度的に固定化した）の極点において出現したものであり、それだけに一種の階級闘争としての性格をもつ反乱であったことを推測させる。もしこうした推測に誤りがなければこの反乱がはしがきの(二)で述べた北魏という非漢民族国家を支えていた北族という集団の崩壊状況があるにも拘らず、北魏という王朝を實質的に滅す程の勢力を集積をなし得た理由もかなり鮮明とならう。よってこうした視角から問題をさらに追求してみることにする。

この反乱が基本的に反漢化の反乱でなく一種の階級闘争であったという点は北鎮の乱の担い手が何であったかについて従来の見解を整理するときに明らかに明らかなとなる。従来の研究

によると北鎮の乱の主たる担い手は先述の元深伝にみえるような高祖の改革以降社会的政治的地位の低下を免れなかった北族鎮民とする説が有力である⁴⁾。一方、北族鎮民のこの反乱に果した役割を重視しながらも、北魏支配下の北鎮にあって兵として使用されていた被征服民、とりわけ勅勒等の少数民族鎮民の果した役割も北族鎮民と同等程度に重視していこうとする、中国における少数の研究によって唱えられている立場もある⁵⁾。この両見解は右述した所からも窺えるように互いに一方の説を全面的に排除するものではなく、またいずれも史料的に裏付けられたものであるだけに、どちらが正しくてどちらが誤っているというようなことはいえないが、筆者は後者の考えの方が北鎮の乱の実相により近いのではないかと思う。そのように考えるわけは、かつて周一良氏が指摘されたように北鎮の乱の初期から最盛期にかけてのリーダーのかなりの部分が北魏によって征服された少数民族出身者によって占められているからである²⁾。また、北鎮には北族鎮民の数を相当上回る被征服民鎮民、とりわけ勅勒鎮民が存在していたといえるからでもある。いまこの勅勒鎮民の数的優越について若干みてみることにする。

浜口重国氏や楊耀坤氏によると、北魏はその前期において外蒙古一帯に勢力を張り屢々魏の辺塞を犯していた勅勒を徹底的に討伐し、そうして得た相当な数にのぼる勅勒降民を北塞下に安置し、柔然防衛のための兵力として利用したとい⁴⁾う。

そのうち最も多くの投降をみたのは世祖の神麴二年(四二九)の討伐においてであった。蠕蠕伝(卷一〇三)に、そのことを伝えて、

六月……高車(勅勒の別名)諸部殺大檀(柔然可汗の名)種類、前後歸降三十餘萬。……八月、世祖聞東部高車屯巴尼陂。……遂遣左僕射安原等往討之。暨巴尼陂、高車諸部望軍降者數十萬。

とある。右の数字は誇張されている可能性もあるのかかなり割り引いて考えるべきであるが、世祖紀(卷四上)、神麴二年十月の条に、このときのことを伝えて、

振旅劉旋于京師、告於宗廟。列置新民於漠南。東至濡源、西暨五原陰山、竟三千里。

とあるように、降民が相当広範な地域に布置されていることや、高車伝(卷一〇三)の当該個所にも先と同じ数字を載せていること等からその数が夥しい数にのぼったであろうことは認めざるを得ない。また、さらに注意すべきは浜口氏も指摘されている如く、この降民が布置された地域が神麴二年を去ること三、四年後の創置と考えられる六鎮の所在地と重なることである。

こうしたことから柔然防衛を主たる任務とする北鎮にあっては、勅勒が鎮軍を構成する主要素として重要な役割を果していたと推測されるのである。(浜口氏や谷川氏は北鎮における勅勒の存在は指摘されるが、それを鎮軍の主要素と

北魏高祖の漢化政策の理解について

はされていない。⁽²⁾

いまこの推測の当否をさらに検討してみよう。太祖紀(卷二)皇始元年(三九六)八月乙亥の条に、太祖の後燕攻略を伝えて、

大舉討慕容寶。帝親勒六軍四十餘萬。

とあり、張濟伝(卷三三)に、張濟が東晋の雍州刺史楊楡期の下に使い、帰国後太祖の諮問に答えたことを伝え、その一節に、

楡期間臣。魏初伐中山(中山は後燕の都)幾十萬衆。臣答三十餘萬。

とある。この二記事から四十餘萬、三十餘萬の違いはあるが、太祖時代の北魏兵力の概数が窺われよう。また、この兵員の大部分は後燕攻略時であることから推して北族兵と考えて大過なからう。後燕攻略は太祖時代における北魏の国運を賭けた戦いであった。それだけに右の二記事にみえる兵数は当時における北族兵総数に近い数であると考えられる。少なくとも北族兵の数が太祖紀の四十餘萬という数を上回することは考えられない。このことを先にみた蠕蠕伝の勅勒降民三十餘萬、数十萬(計百万)という数と比較した際、徙民された勅勒降民の数が、単に多数であったというのみでは不十分な程著しい数であったことがわからう。まして北族兵はそのすべてが北鎮に配されていたわけではなく、京師やそれ以外の各地にも分駐していたのである(楊椿伝等参照)。それ故北鎮に占め

北魏高祖の漢化政策の理解について

る勅勒鎮民の比重は極めて大きかったと考えられる。

翻つて考えるに、宋書卷七四臧質伝に、世祖拓跋燾が宋の臧質等の守る盱眙城を攻めたときのことを伝えて、

燾與質書曰。吾今所遣鬪兵、盡非我國人。城東北是丁零

與胡。南是三秦氐羌。設使丁零死者、正可滅常山趙郡賊。

胡死、正滅并州賊。氐羌死、正滅關中賊。卿若殺丁零胡、

無不利。

とあり、尉元伝(卷五〇)に、太和中の尉元の上奏を載せ、

その一節に、

今計彼戍兵、多是胡人。臣前鎮徐州之日、胡人子都將呼

延籠達因於負罪、便爾叛亂。鳩引胡類、一時扇動。……

宜以彭城胡軍換取南豫州徙民之兵(漢兵ならん)、転戍彭

城。又以中州鮮卑(北族兵)増實兵數。

とある記事等から北魏における軍隊が北族、漢人、胡等の形で類別に編成されていたことがわかる。その際北族兵はそれ以外の兵を監視する立場にあったと考えられる⁽²⁾。この点についてはすでに別稿において指摘したことであるが、そうした北族兵とそれより外の兵とが全く同等の政治的或は経済的待遇をうけていたとは考え難い。同じく兵士ではあってもかならずや上下の差があったであろう。臧質伝の記事はそのことを示す一例証となろう。(なお、被征服民内部においても、その征服される以前の社会的地位を基準としたランクわけ―例えば征服される以前に酋長だったものはそれ相応の官に任ずる

といったような―があったと考えられる。こうした点については別稿で論ずる)。このことは北鎮においても同様のことが見られたはずであることを示している。つまり反乱勃発直前における北鎮にはいわば上級鎮民とでもいうべき北族鎮民と、下級鎮民とでもいうべき勅勒等の被征服民よりなる鎮民とがあったと考えられる。

このようなみてくると北鎮の乱は右でみたような類別編成下であつて行われてきた北族監視の支配体制が、北族集団内部で徐々に進行した階層分化に主たる原因をもち、高祖の改革によつて決定的となつた中下層北族の政治的社会的地位の下落により弛緩した結果、その裂け目をつく形でそれまで抑圧されていた勅勒等の下級鎮民の不満が、地位下落の結果恐らく下級鎮民とほとんど同じレベルまで落ち込み不満を鬱積させていた上級鎮民たる北族鎮民を巻き込んで爆発した所に生じたものとするのが最もその実相を伝えているのではあるまいか。もしこうした理解が誤っていないければ本項の冒頭において記した如くこの反乱は一種の階級闘争、或は民族闘争の性格をもつ反北魏の反乱であつたと規定されよう。

本節の以上の考察によつて太和二十年の謀反と北鎮の乱とを国初から存在してきた北族集団の崩壊状況をうけて出現したものと見て大過なからう。

注

- (1) 拙稿「北魏の御史」(九州大学東洋史論集五、一九七七)、「北魏の内朝」(九州大学東洋史論集六、一九七七)、「北魏の封爵制」(東方学五七、一九七九)、「北魏高祖の漢化政策についての一考察」(東洋学報二二の三・四、一九八一)
- (2) 前掲拙稿「北魏高祖の漢化政策についての一考察」参照。
- (3) 太和二十年の謀反については浜口重国氏「魏晉南北朝史概説」(『秦漢隋唐史の研究』下巻所収、一九六〇)八六四頁、唐長孺氏「魏晉南北朝史論叢編」一九五九、一四六頁、孫同助氏「拓拔氏の漢化」一九六二、一四一頁、等参照。北鎮の乱については『アジア歴史事典』(一九五九)第二巻三五〇頁(守屋美都雄氏執筆)、村上征二氏「征服王朝」(『世界の歴史』六巻一六三頁)、等参照。
- (4) 浜口氏「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」(同氏前掲書所収)、谷川道雄氏「北魏末の内乱と城民」(『隋唐帝国形成史論』所収、一九七一)等参照。
- (5) 周一良氏「北朝的民族問題與民族政策」(『魏晉南北朝史論集』所収、一九六三)、楊耀坤氏「北魏末年北鎮暴動分析」(歴史研究一九七八の十二)参照。
- (6) 呂思勉氏『兩晉南北朝史』(一九四八)五〇八―一〇頁参照。
- (7) 大沢陽典氏「馮后とその時代」(立命館文学一九二、一九六一)参照。

北魏高祖の漢化政策の理解について

- (8) 鄭欽仁氏「北魏中給事(中)稿」(食貨復刊第二巻第六期、一九七二)参照。
- (9) 呂氏前掲書五一〇頁参照。
- (10) 李鳳伝には本文に引用した記事に続いて「於是賜鳳子屯爵柏人侯、安祖浮陽侯、興祖安喜侯、道念真定侯、從弟寄生高邑子、皆加將軍。十五年、安祖昆弟四人、以外戚蒙見。詔謂曰『……』後例降爵。安祖等改侯爲伯、並去軍號。」とある。ここにみえる爵の例降は太和十六年正月に行われた(前項拙稿「北魏の封爵制」参照)。つまり右の記載中にみえる「十五年」という年次に誤りがある可能性はまずない。では本文でみた「太和十二年」の場合はどうか。これが「太和十四年」の誤記とすれば問題が生じる。何故ならもしそうであるとするとこの授爵が太后の崩御した十四年九月から十二月までの間における出来事であった可能性が生じ、「迄后之崩、高祖不知所生」の指している人物を太后とした筆者の考えと食い違ふからである。しかし太和十四年の九月から十二月までの間に授爵が行われるというようなことはまず考えられない。何故なら本紀や礼志を一読すればわかるように高祖はこの間太后の死を悼み政務に携わっていないからである。つまり舅氏授爵における年次の記載に誤りがある可能性はまずないといえるのである。
- (11) 元天穆墓誌参照。
- (12) 大沢氏前掲論文五七頁参照。

北魏高祖の漢化政策の理解について

- (13) 陳寅恪氏「魏書司馬叡傳江東民族條釋證及推論」(『陳寅恪先生論集』歴史語言研究所特刊之三、一九七一所収) 参照。

(14) 五品中に廷尉監、從五品上に掖庭監が、從五品中に諸局監が、從五品下に管藥監がみえる。ただし三品上に例外として司衛監がみえる。司衛監については前掲拙稿「北魏高祖の漢化政策についての一考察」参照。

(15) 前掲拙稿「北魏の封爵制」参照。

(16) 宮崎市定氏『九品官人法の研究』(東洋史研究叢刊之一、一九五六)三九七頁参照。

(17) 浜口氏前掲論文「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」参照。

(18) 北族上層本位の姓族分定はその表われである。

(19) 北魏国家の封建化については唐長孺氏「拓跋国家的建立及其封建化」(『魏晉南北朝史論叢』一九五五所収)参照。

(20) 資治通鑑卷一三六、南齊武帝永明六年(四八八、太和十二年)二月の条に(同様の記載は魏書李彪伝にもみえる)、李彪の上言を載せ、「朝臣遭親喪者、假滿赴職。(胡注)(時魏不聽朝臣終喪、給假而已)……愚謂、凡遭大父母父母喪者皆聽終服。……魏主(高祖)皆從之」とある。

(21) 前掲拙稿「北魏の内朝」参照。

(22) 周氏前掲論文、特に一四六―八頁参照。

(23) 高車伝(卷一〇三)では本文引用文中の「降者數十萬」

が「降者數十萬落」となっている。

(24) 陸倕伝(卷四〇)によると、勅勒の諸部が鎮都大将の指揮下にあったことがわかる。

(補注) まず(一)についてであるが、二史劄記卷十五、魏齊諸帝皆早生子の条に、「魏道武帝(太祖)十五歳生明元帝(太宗)。景穆太子十三歳生文成帝(高宗)。文成十五歳生献文帝(顯祖)。献文十三歳生孝文帝(高祖)。……蓋魏齊之間、皇子皆早娶。故生子亦早。」とあるように、北魏の諸帝は若くして子をなしている(景穆太子は世祖の長子で帝位に即くことなく夭逝している)。よって顯祖が十三才のとき、高祖が生まれたとしても不思議ではない。次に(二)についてであるが、太后は高祖が生まれてから二十年以上に亘って高祖の育児、教育に携わっている。また、北魏では乳母が極めて尊崇されている(世祖保母竇氏伝、高宗乳母常氏伝等参照、いずれも皇后列伝に附載されている)。これらのことに注意すると中国文化の真髓たる孝道の実践に人一倍熱心な高祖が(二)の挙に及んだとしても理解できないことではない。次に(三)については、北魏には母后・外戚勢力の政治闘争を防ぐため故事として儲嗣を生んだ母は死を賜わるよう定められていた(皇后列伝参照)。とすれば太后もこの故事を熟知していたはずである(このことは史料の上からも確められる、孝文貞皇后林氏伝参照)。とすれば太后が高祖の生母の名

を自らが死ぬまで高祖に知らせず、高祖を通じて外戚勢力の伸びるのをおさえたとも考えられる。つまり④③の史料は太后が高祖の母ということ述べたわけではなく、魏書・北史の本紀、皇后伝、外戚伝等が高祖の生母とする思皇后の名を太后が右述のような理由から自らの死の時点まで匿していたため生じたことを記したものと考えられるのである。次に④④についてであるが、先述したように高祖は二十年以上太后の下で養育され成長している。そのため高祖は馮氏一門と極めて親密な交わりを結んでいる（馮誕伝等参照）。一方、思皇后李氏の一門はすでに高祖の幼年時代において族誅の憂目にあっており、もともと馮氏一門の如く親密になり得ない状況があった。また、④③の検証でのべた太后による生母名の秘匿の可能性をも勘案すると、高祖と李氏一門の間に親密な関係が生まれる余地は全くないことになる。つまり、④④も太后・高祖母子説を確定する根拠とはなり得ないのである。次に④⑤についてであるが、太后は高祖の長子恂の場合にも高祖の場合と同様その養育に携わっている（廃太子恂伝参照）。また、太后の姪である馮昭儀（後に皇后）が太后を見做い世継ぎである太子（後の世宗）を自己につなぎとめ、権力の奪取を企図したことがある（孝文昭皇后高氏伝参照）。また、先述した如く北魏では乳母が極めて尊崇され、乳母となることはその一族の繁栄が約束されることを意味した。これらのこと

北魏高祖の漢化政策の理解について

から高祖の誕生によって太后が政事を聴かなくなったとしてもそれを呂氏の如く「権力の放棄」と即断することはできず、太后の撫育専念が故意か偶然かその史料が少ないため全体像がもう一つ不鮮明な丞相乙渾の謀反事件の收拾からほどない時期にはじまっていること（乙渾誅殺は天安元年二月であり、高祖の誕生はその一年半後の皇興元年八月である）、或はそれが乙渾の処罪と閣僚新布陣の決定等の事後処理の終了により、若年の顯祖に代って臨朝する彼女の役割が一段落ついた時期にはじまっていること等（丞相乙渾の謀反事件については大沢氏掲論文参照）にも注意すると、撫育専念は太后が自己或は自己の一族の現状保持、その繁栄の最も確実な道として選んだ所に生じたものとも考えられる。つまり④⑤もまた太后・高祖母子説を確定する根拠とはなり得ないのである。次に④⑥についてであるが、天象志（巻一〇五の三）の原文は次の如くである。「三年（太和三年、四七九）…是時馮太后將危少主者數矣。帝春秋方富、而承事孝敬、動無違禮、故竟無咎。至六年三月齊主殂焉。顯祖が崩御したのは太和三年より三年前の承明元年六月辛未のことである（本紀参照）。とすれば右の文中にみえる「帝」は高祖を指していること明白である。最後に④⑦についてであるが、先述したように太后が極めて長きに亘って高祖の乳母的役割を果たしていること、また、孝文昭皇后高氏伝（巻十三）に、世宗の生母高氏を殺害し養

北魏高祖の漢化政策の理解について

母たらんとした馮昭儀について、「密有母養世宗之意」、「母道隆備」の表現がみえること、また、世祖の保母竇氏の伝（卷十三）に、「世祖感其（竇氏）恩訓、奉養不異所生」とあるが、この記事から当時は乳母を「生母視」する風潮があったと考えられること等から、これも太后・高祖母子説を確定する根拠とはなり得ないといえよう。